

第17回 茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

◇ 日 時 令和2年5月22日(金曜日)
午後1時00分から

◇ 場 所 南館3階 防災会議室

《次 第》

1 開 会

2 案 件

(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応等
について

(2) その他

3 閉 会

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応等について

標記について、令和2年5月21日付け災対第1131-5号で示された「大阪府における感染拡大防止に向けた取り組み等」を踏まえ、下記のとおり決定・変更します。

記

- 1 市主催（共催含む）の市民が参加するイベントや集会の対応について
 - (1) 現在の措置（延期・中止）を5月31日まで継続します。
 - (2) 6月1日以降のイベント等の開催は適切な感染防止対策等（※1）の実施を条件とし、当該対応が伴わない場合は延期または中止します。

- 2 公共施設等の対応について
 - (1) 図書館本館及び分館については一部条件を付けて5月23日から開館します。なお、詳細については別添1のとおり
 - (2) その他の公共施設については、適切な感染防止対策等（※1）の準備等を行い、6月1日以降、原則、開館します。なお、一部利用できない設備等を含む開館の状況等については別添2のとおり

- 3 幼稚園・保育所・学童保育室等の対応について
各施設等の対応については別添3のとおり

- 4 参考資料
令和2年5月21日付け災対第1131-5号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言区域解除に伴う対応について」

※1：適切な感染防止対策等（「大阪府における感染防止のための取組み」より）
①業界団体の感染予防ガイドライン等に基づき、適切な感染防止対策を実施すること。
②不特定多数の者が利用する施設では「大阪コロナ追跡システム」（5月下旬構築予定）を導入すること。

図書館における対応について**●5月18日(月) (中央図書館は月曜日休館のため19日(火))～**

現在用意できている予約資料のみの提供

- ・受渡時間（開館日の9時半～17時 ※通常：水木金は20時まで）
- ・中央館・分館・移動図書館で提供（分室は除く）

●5月23日(土)～

- ・通常の開館時間に戻し新たな予約資料の受付を再開する。
- ・中央図書館・分館で利用者が直接書架から資料を選んで借りることを可とする。
- ・23日(土)～28日(木)まで、中央図書館・分館で、自分で選ぶことが苦手な幼児・小学生を対象に、滞在時間を短くし密集を避けるため、年齢に応じた本のセット（1セット5冊）の貸出を行う。

引き続き休止を継続するサービス

- ★分室での貸出・返却（6/1再開）
- ★館内に一定時間留まることが必要なサービスについては休止
 - ・閲覧席の利用
 - ・館内閲覧用の図書・新聞・雑誌最新号の利用
 - ・当日の書庫内資料の出納
 - ・中央図書館レファレンスコーナーの立ち入り
 - ・データベース・インターネット端末・Wi-Fiの利用
 - ・カウンターでのレファレンスサービス
 - ・コピー機の利用
 - ・対面朗読サービス
 - ・館内行事

感染症対策として行うこと

- 分散来館の呼びかけ、および来場者が多い場合は入場制限を行う。
目安：中央図書館100人、各分館40人 分室適宜対応
- 体調不良時の来館自粛、マスク着用の協力依頼、手洗い・咳エチケットの励行
- 入館時退館時および館内端末使用時の手指消毒の励行
- 長期滞在の自粛（滞在時間を30分以内を目安）の依頼。
- 書籍の消毒など
 - ・予約資料については、表面を消毒液でふく
 - ・予約のない返却本については、3日間別置き書架に戻す

市公共施設の開館状況一覧表（6月1日から）

別添2

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

※3密（密閉、密集、密接）の回避、消毒などの感染予防対策を徹底するため、各施設の特性や規模等に応じて、入場や利用内容等の制限を実施する場合があります。

| 施設名 | | ～5/31 開館状況 | 6/1～ 開館状況 | 特記事項 |
|---------------------|-----------------------|---------------|--------------|---|
| 庁舎・出張所 | 本庁・合同庁舎 | △ | ○ | |
| | 北辰出張所 | ○ | ○ | |
| 斎場 | | ○ | ○ | 告別式場の座席数減等を実施 |
| 福祉文化会館（オークシアター） | | × | ○ | |
| 市民総合センター（クリエイトセンター） | | × | ○ | 学習室は人数制限あり |
| 教育センター | | ○ | ○ | |
| 消費生活センター | | ○ | ○ | |
| 市民活動センター | | × | ○ | |
| 男女共生センターローズWAM | | × | ○ | |
| 生涯学習センターきらめき | | × | ○ | 録音スタジオ・音楽スタジオは人数制限あり |
| 保健 | 保健医療センター | ○ | ○ | |
| | こども健康センター | ○ | ○ | |
| 高齢者福祉 | 高齢者活動支援センターシニアプラザいばらき | × | ○ | 高唱を伴う利用（カラオケ・合唱等）は、当面の間禁止。附帯設備は、「3密」を避けるため利用制限を行う。 |
| | 福井多世代交流センター | × | ○ | 高唱を伴う利用（カラオケ・合唱等）は、当面の間禁止。附帯設備は、「3密」を避けるための利用制限を行う。 |
| | 葦原多世代交流センター | × | △ | 高唱を伴う利用（カラオケ・合唱等）は、当面の間禁止。附帯設備は、「3密」を避けるため利用制限を行う。こども活動室は、当面の間閉鎖し、状況を見極めながら再開へ向けた検討を行う。 |
| | 沢池多世代交流センター | △ | ○ | 高唱を伴う利用（カラオケ・合唱等）は、当面の間禁止。附帯設備は、「3密」を避けるため利用制限を行う。 |
| | 西河原多世代交流センター | × | △ | 高唱を伴う利用（カラオケ・合唱等）は、当面の間禁止。附帯設備は、「3密」を避けるため利用制限を行う。こども活動室は、当面の間閉鎖し、状況を見極めながら再開へ向けた検討を行う。 |
| | 南茨木多世代交流センター | △ | ○ | 高唱を伴う利用（カラオケ・合唱等）は、当面の間禁止。附帯設備は、「3密」を避けるため利用制限を行う。 |
| | いきいき交流広場 | × | ○ | 準備が整った広場から順次再開。高唱を伴う利用（カラオケ・合唱等）は、当面の間禁止。 |
| | コミュニティデイハウス | × | ○ | 準備が整ったデイハウスから再開する。当面の間、高唱を伴う利用（カラオケ・合唱等）は禁止し、「3密」を避けるための利用制限を行う。 |
| | 街かどデイハウス | × | ○ | 準備が整ったデイハウスから再開する。当面の間、高唱を伴う利用（カラオケ・合唱等）は禁止し、「3密」を避けるための利用制限を行う。 |
| 障害者（児）福祉 | 障害福祉センターハートフル | △ | ○ | 高唱を伴う利用（カラオケ・合唱等）等は、当面の間禁止。 |
| | 障害者就労支援センターかしの木園 | ○ | ○ | |
| | 障害者生活支援センターともしび園 | ○ | ○ | |
| | あけぼの学園 | △ | △ | 6月15日から通常療育開始 それまでは隔日登園の特別療育を継続 |
| | すくすく親子教室 | ○ | ○ | |
| 子育て支援 | 子育て支援総合センター | △ | ○ | |
| | 子育てすこやかセンター | △ | ○ | |

市公共施設の開館状況一覧表（6月1日から）

別添2

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

※3密（密閉、密集、密接）の回避、消毒などの感染予防対策を徹底するため、各施設の特性や規模等に応じて、入場や利用内容等の制限を実施する場合があります。

| 施設名 | | ～5/31 開館状況 | 6/1～ 開館状況 | 特記事項 |
|-----------------|----------------|---------------|--------------|---|
| 体育館 | 市民体育館 | × | △ | 個人利用は人数制限あり、更衣室・シャワーは使用不可、トレーニングマシン類は使用不可 |
| | 福井市民体育館 | × | △ | |
| | 南市民体育館 | × | △ | 個人利用は人数制限あり、更衣室・シャワー・トレーニング室は使用不可 |
| | 東市民体育館 | × | △ | |
| プール | 西河原市民プール | × | △ | 屋内プールは入場制限あり、トレーニング室は使用不可、屋外プールはオフシーズン |
| | 中条市民プール | × | × | オフシーズン |
| | 五十鈴市民プール | × | △ | 屋内プールは入場制限あり、屋外プールはオフシーズン |
| 運動広場・グラウンド・庭球場等 | 東雲運動広場グラウンド | × | △ | |
| | 春日丘運動広場グラウンド | × | △ | 更衣室は使用不可 |
| | 若園運動広場グラウンド | × | △ | |
| | 福井運動広場グラウンド | × | △ | |
| | 桑原運動広場グラウンド | × | △ | 更衣室・シャワー室は使用不可 |
| | 桑原運動広場フットサル場 | × | △ | |
| | 桑原ふれあい運動広場 | × | △ | 更衣室は使用不可 |
| | 中央公園北グラウンド | × | × | 工事中 |
| | 中央公園南グラウンド | × | ○ | |
| | 島3号公園大グラウンド | × | ○ | |
| | 島3号公園小グラウンド | × | ○ | |
| | 西河原公園北グラウンド | × | △ | 更衣室・シャワー室は使用不可 |
| | 西河原公園南グラウンド | × | △ | 更衣室は使用不可 |
| | 若園公園グラウンド | × | △ | |
| | 水尾公園グラウンド | × | ○ | |
| | 沢良宜公園グラウンド | × | ○ | |
| | 忍頂寺スポーツ公園グラウンド | × | △ | 更衣室・シャワー室は使用不可 |
| | 東雲運動広場庭球場 | × | △ | 更衣室は使用不可 |
| | 春日丘運動広場庭球場 | × | △ | |
| | 福井運動広場庭球場 | × | △ | 更衣室・シャワー室は使用不可 |
| | 桑原運動広場庭球場 | × | △ | |
| | 若園公園庭球場 | × | △ | 更衣室は使用不可 |
| | 西河原公園北庭球場 | × | △ | 更衣室・シャワー室は使用不可 |
| | 西河原公園南庭球場 | × | △ | 更衣室は使用不可 |
| | 忍頂寺スポーツ公園庭球場 | × | △ | 更衣室・シャワー室は使用不可 |
| | 郡山公園庭球場 | × | ○ | |
| | 西河原公園屋内運動場 | × | △ | 更衣室・シャワー室は使用不可 |
| 春日丘運動広場弓道場 | × | ○ | | |
| 忍頂寺スポーツ公園・竜王山荘 | × | ○ | 宿泊利用等は人数制限あり | |

市公共施設の開館状況一覧表（6月1日から）

別添2

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

※3密（密閉、密集、密接）の回避、消毒などの感染予防対策を徹底するため、各施設の特性や規模等に応じて、入場や利用内容等の制限を実施する場合があります。

| 施設名 | | ～5/31 開館状況 | 6/1～ 開館状況 | 特記事項 |
|---------------|-----------------|---------------|--------------|------------------------------|
| コミュニティセンター | 葦原コミュニティセンター | × | ○ | |
| | 中津コミュニティセンター | × | ○ | |
| | 庄栄コミュニティセンター | × | ○ | |
| | 水尾コミュニティセンター | × | ○ | |
| | 郡コミュニティセンター | × | ○ | |
| | 西河原コミュニティセンター | × | ○ | |
| | 穂積コミュニティセンター | × | ○ | |
| | 畑田コミュニティセンター | × | ○ | |
| | 東コミュニティセンター | × | ○ | |
| | 豊川コミュニティセンター | × | ○ | |
| | 彩都西コミュニティセンター | × | ○ | |
| | 三島コミュニティセンター | × | ○ | |
| | 大池コミュニティセンター | × | ○ | |
| | 春日コミュニティセンター | × | ○ | |
| | 東奈良コミュニティセンター | × | ○ | |
| | 沢池コミュニティセンター | × | ○ | |
| 山手台コミュニティセンター | × | ○ | | |
| 玉櫛コミュニティセンター | × | ○ | | |
| 公民館 | 茨木公民館 | × | ○ | 使用申請受付については、各公民館へお問い合わせください。 |
| | 春日丘公民館 | × | ○ | |
| | 中条公民館 | × | ○ | |
| | 安威公民館 | × | ○ | |
| | 玉島公民館 | × | ○ | |
| | 福井公民館 | × | ○ | |
| | 清溪公民館 | × | ○ | |
| | 見山公民館 | × | ○ | |
| | 石河公民館 | × | ○ | |
| | 太田公民館 | × | ○ | |
| | 太田公民館分室 | × | ○ | |
| | 天王公民館 | × | ○ | |
| | 郡山公民館 | × | ○ | |
| | 耳原公民館 | × | ○ | |
| 白川公民館 | × | ○ | | |
| 西公民館 | × | ○ | | |
| いのち・愛・ゆめセンター | 豊川いのち・愛・ゆめセンター | × | ○ | 音楽室は原則1人での利用のみ可 |
| | 沢良宜いのち・愛・ゆめセンター | × | ○ | |
| | 総持寺いのち・愛・ゆめセンター | × | ○ | |

市公共施設の開館状況一覧表（6月1日から）

別添2

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

※3密（密閉、密集、密接）の回避、消毒などの感染予防対策を徹底するため、各施設の特性や規模等に応じて、入場や利用内容等の制限を実施する場合があります。

| 施設名 | | ～5/31 開館状況 | 6/1～ 開館状況 | 特記事項 |
|----------------|-------------------|---------------|--------------|--|
| 文化施設 | 文化財資料館 | × | ○ | |
| | キリシタン遺物史料館 | × | ○ | |
| | 川端康成文学館 | × | ○ | 入場制限あり |
| | 市立ギャラリー | × | ○ | 入場制限あり |
| 青少年 | 上中条青少年センター | × | ○ | |
| | 青少年野外活動センター | × | △ | 日帰り利用のみ |
| 図書館 | 中央図書館（富士正晴記念館含む。） | △ | ○ | 5月23日（土曜日）から中央、中条、水尾、庄栄、穂積図書館、移動図書館でサービスを再開。（ただし、感染拡大防止のため、利用できないサービスあり） |
| プラネタリウム（天文観覧室） | | × | ○ | 個人利用のみ可（予約制）、午後の投影は1回のみ |
| 里山センター（森の学び舎） | | × | ○ | |

令和2年5月22日
こども育成部

緊急事態宣言の区域解除に伴う施設等の対応

1. 幼稚園

- ・ 5月31日(日)で休園を解除。
- ・ 5月25日(月)から6月12日(金)の間、分散登園(園によっては全員。1時間半程度)を週に2回実施。段階的に時間等を拡充。
- ・ 分散登園以外に保育を必要とする園児については、保育を実施。
- ・ 6月15日(月)に入園式・進級式を行い、翌日から通常保育を実施。

2. 保育所等

- ・ 5月25日(月)から原則開所。(民間施設も同様)
- ・ 6月30日(火)まで家庭保育の協力要請を継続。

3. 学童保育室

- ・ 5月25日(月)から原則開室。
- ・ 小学校が通常授業を開始するまでは家庭保育の協力要請を継続。
- ・ 6月15日(月)(小学校の通常授業開始日)から通常保育を実施。

4. 療育施設

(1) あけぼの学園

6月15日(月)から、現状のバス送迎を維持しつつ通常療育を実施。
それまでは、隔日登園の特別療育を継続。

(2) すくすく親子教室、こども発達支援センター風 通常療育を継続。

5. 地域子育て支援拠点

(1) 子育て支援総合センター、子育てすこやかセンター

感染予防対策上必要な運営方法の見直しを行い、6月1日(月)から再開。

(2) つどいの広場、地域子育て支援センター

感染予防対策上必要な運営方法の見直しを行い、6月1日(月)以降、可能な施設から再開するよう要請。

6. 子ども・若者支援施設

(1) 子ども・若者自立支援センター「くろす」

業務を継続しつつ、相談については利用者の希望に配慮し、遠隔相談から対面相談へ順次切替。

(2) ユースプラザ

相談・連携業務を継続しつつ、感染予防対策上必要な運営方法の見直しを行い、6月1日(月)から他の業務を再開。

市 町 村 長 様

大阪府知事 吉村 洋文

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言区域解除に伴う対応について

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に対する取組につきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

本府では、4月7日の国の緊急事態宣言以来、外出自粛やイベントの自粛、施設の使用制限等の要請等の緊急事態措置を実施し、5月16日からは府独自の基準（大阪モデル）を踏まえ、これまでの実施内容を一部解除しました。

本日、政府において緊急事態措置を実施すべき区域から本府が除かれることが決定されたことから、本府でも、第17回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、別添参考資料1のとおり、5月23日以降の感染拡大防止に向けた取組みを決定しました。

また、府主催（共催）イベントの延期・中止、府有施設等の休館についても、別添参考資料2のとおり対応することとしました。

貴市町村におかれましても、引き続き適切にご対応いただきますよう、よろしく願いいたします。

別添参考資料1 大阪府における感染拡大防止に向けた取組み（概要）

（令和2年5月21日大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料）

別添参考資料2 府主催（共催）イベントの延期・中止、府有施設の休館に関する考え方

（令和2年5月21日大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料）

（問い合わせ先）

代表：06-6941-0351

政策企画部 企画室政策課

小原、上野（内線 2028）

危機管理室 災害対策課

塩瀬、永島（内線 4920）

大阪府における感染拡大防止に向けた取組み（概要）

- ① 区域 大阪府全域
- ② 期間 令和2年5月23日から5月29日
- ③ 実施内容 **緊急事態宣言の区域解除を受けて、これまで実施してきた緊急事態措置を原則解除**

ただし、府内で未だ感染者が確認され、確立された治療法やワクチンもないことから、府民や事業者などに、適切な感染予防対策の実施とともに、感染者発生に備えた「大阪コロナ追跡システム」登録・利用の協力を要請。あわせて、以下の内容の協力を要請。

●外出について（特措法第24条第9項）

府民に対し、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践の継続について協力を要請。その際、特に次の内容について協力を要請。

1. 接待を伴う飲食店など、これまでにクラスターが発生した施設や「三つの密」を避けること
2. 不要不急のレジャーなど、府県をまたいだ移動を控えること

●イベントの開催について（特措法第24条第9項）

全国の緊急事態宣言終了日までは、規模を縮小した開催の協力を要請
全国の緊急事態宣言終了日以降、全国的かつ大規模な催物の開催は、リスクへの対応が伴わない場合、自粛の協力を要請

●施設の使用について

全国でクラスターが発生した施設は、施設の使用制限等を要請（特措法第24条第9項）
上記以外の施設は、施設の使用制限等の要請を解除

外出について（特措法第24条第9項）

- 府民に対し、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践の継続について協力を要請。
その際、特に次の内容について協力を要請。

【協力要請の内容】

1. 接待を伴う飲食店など、これまでにクラスターが発生した施設や「三つの密」を避けること
2. 不要不急のレジャーなど、府県をまたいだ移動を控えること

「新しい生活様式」の実践例

- ①身体的距離の確保（人との間隔はできるだけ2 m確保）
- ②マスクの着用（症状がなくてもマスクを着用）
- ③手洗い（家に帰ったらまず手や顔を洗う。手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う）
- ④在宅勤務（テレワーク）等の取組みを推進
- ⑤「大阪コロナ追跡システム」への登録・利用 など

イベントの開催について（特措法第24条第9項）

- 全国の緊急事態宣言終了日までは、規模を縮小した開催の協力を要請。

【協力要請の内容】

○開催規模

- ・屋内：100人以下、かつ定員の半分以下の参加人数とすること
- ・屋外：200人以下、かつ人との距離を十分に確保すること

- 全国の緊急事態宣言終了日以降、全国的かつ大規模な催物の開催は、リスクへの対応が伴わない場合、自粛の協力を要請。

※イベントの開催にあたっては、感染者発生に備えた「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請。
※適切な感染予防対策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することも検討。

施設の使用制限について

➤ 多数の者が利用する施設の管理者等に対し、以下の内容について協力を要請。

【実施内容】

1. 基本的に休止を要請しない施設【社会生活を維持する上で必要な施設、社会福祉施設等】

⇒適切な感染防止対策の協力を要請。 飲食店等に対する営業時間の制限要請は解除

2. 特措法により休止を要請する施設

- ・ 全国でクラスターが発生した施設

⇒施設の使用制限等の要請（特措法第24条第9項）

3. 特措法によらず、感染防止対策の協力を要請する施設

(1) 5月23日から休止要請を解除する施設

- ・ 全国でクラスターが発生した施設の類似施設

業界団体等が専門家の知見を踏まえ作成したガイドラインの遵守を条件に、休止要請を解除

- ・ 全国でクラスターが発生した施設区分のうち大規模施設、集会・展示施設、文教施設

業界団体等が専門家の知見を踏まえ作成したガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底

⇒不特定多数の者が利用する施設には、「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請

(2) 5月16日から休止要請を解除した施設

⇒業種別の感染拡大予防ガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底

⇒不特定多数の者が利用する施設には、「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請

実施内容

1. 基本的に休止を要請しない施設 ※適切な感染防止対策の協力を要請

(1) 社会生活を維持する上で必要な施設

| 施設区分 | 施設内訳 |
|------------|---|
| 医療施設 | 病院、診療所、薬局 等 |
| 生活必需物資販売施設 | 卸売市場、食料品売場、百貨店・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等 |
| 食事提供施設 | 飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等（宅配・テイクアウトサービスを含む。） ※飲食店等に対する営業時間の制限要請は解除 飲食店等には「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請 |
| 住宅、宿泊施設 | ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿 等 |
| 交通機関等 | バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等） 等 |
| 工場等 | 工場、作業場 等 |
| 金融機関・官公署等 | 銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等 |
| その他 | メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等 |

※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年5月21日改正）を踏まえた整理

(2) 社会福祉施設等

| 施設区分 | 施設内訳 |
|---------|--|
| 社会福祉施設等 | 保育所、放課後児童クラブ（学童保育）、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設 |

2. 特措法により休止を要請する施設

・全国でクラスターが発生した施設

| 施設区分 | 施設内訳 | 要請内容 |
|---------------|---|-----------------------------|
| 遊興施設 | キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、スナック、バー、パブ、カラオケボックス、ライブハウス | 施設の使用制限等の要請 (特措法第24条第9項) |
| 運動施設、 遊技施設 | スポーツクラブ | |

3 (1) 特措法によらず感染防止対策の協力を要請する施設 (5月23日から休止要請を解除する施設)

・全国でクラスターが発生した施設の類似施設

| 施設区分 | 施設内訳 | 要請内容 |
|---------------|---|---|
| 遊興施設 | ダンスホール、性風俗店 | <ul style="list-style-type: none"> ・業界団体等が専門家の知見を踏まえた感染拡大予防ガイドラインを作成し、当該ガイドラインを遵守することを条件に休止要請を解除 ・不特定多数の者が利用する施設には、「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請 ⇒今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討 |
| 運動施設、 遊技施設 | 体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スケート場、屋内運動施設（スポーツクラブを除く） | |

・ 全国でクラスターが発生した施設区分のうち大規模施設（1,000㎡超）、集会・展示施設、文教施設

| 施設区分 | 施設内訳 | 要請内容 |
|---|--|--|
| 遊興施設 （クラスター発生施設等を除く床面積の合計が1,000㎡を超える施設） | 個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 業界団体等が専門家の知見を踏まえ作成した感染拡大予防ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底することの協力を要請 ・ 不特定多数の者が利用する施設には、「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請 <p>⇒ 今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討</p> |
| 運動施設、遊技施設 （クラスター発生施設等を除く床面積の合計が1,000㎡を超える施設） | マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地、屋外水泳場 等 | |
| 集会・展示施設 *貸会議室を除く | 集会場、公会堂、展示場、多目的ホール、文化会館 | |
| 文教施設 | 学校（大学等を除く。） | |

3 (2) 特措法によらず感染防止対策の協力を要請する施設 (5月16日から休止要請を解除した施設)

| 施設区分 | 施設内訳 | 要請内容 |
|--|---|---|
| 劇場等 | 劇場、観覧場、映画館、演芸場 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・業界団体等が専門家の知見を踏まえ作成した感染拡大予防ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底することの協力を要請 ・不特定多数の者が利用する施設には、「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請 <p>⇒今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討</p> |
| 集会・展示施設 | 貸会議室 | |
| 大学・学習塾等 | 大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 | |
| 博物館等 | 博物館、美術館、図書館 等 | |
| ホテル又は旅館 | ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） | |
| 商業施設 | 生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 | |
| 遊興施設 (クラスター発生施設等を除く 床面積の合計が1,000㎡以下の施設) | 個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場 等 | |
| 運動施設、遊技施設 (クラスター発生施設等を除く 床面積の合計が1,000㎡以下の施設) | マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、屋外水泳場 等 | |

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



外出控え



密集回避



密接回避



密閉回避



換気



咳エチケット



手洗い

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

【現行の措置】**大阪府緊急事態措置（5月16日から5月31日）を踏まえ、以下の通り対応。**

- 府主催（共催）の府民が参加するイベントや集会について、原則、開催中止又は延期
- 府有施設について、5月16日以降、府が使用制限等を要請しない施設区分の府有施設は、準備が整い次第、順次開館。
〈開館の留意事項〉
 - ① 府（業界団体）の感染予防のガイドライン等に基づき、適切な感染防止対策を実施すること。
 - ② 不特定多数の者が利用する施設では「大阪コロナ追跡システム」（5月下旬構築予定）を導入すること。

【今後の対応】

5月23日以降の「大阪府における感染防止のための取組み」を踏まえ、以下の通り対応。

（1）府主催（共催）のイベント

- 全国の緊急事態宣言終了日までは、規模を縮小して開催。
 - ・屋内：100人以下、かつ定員の半分以下の参加人数
 - ・屋外：200人以下、かつ人との距離を十分に確保
- 全国の緊急事態宣言終了日以降、全国的かつ大規模な催物の開催は、リスクへの対応が伴わない場合は中止又は延期。

※ イベント開催にあたっては、感染者発生に備えた「大阪コロナ追跡システム」の導入や名簿作成などの追跡対策を実施。

（2）府有施設

5月23日以降、クラスターが発生した施設以外の府有施設は、準備が整い次第、順次開館。

- 例) 5月23日以降開館 ⇒ 文化会館、多目的ホール、体育館、屋内水泳場、屋内運動施設
5月23日以降引き続き原則休館 ⇒ 屋内運動施設のうちトレーニングルーム

開館の留意事項

- ① 業界団体の感染予防のガイドライン等に基づき、適切な感染防止対策を実施すること。
- ② 不特定多数の者が利用する施設では「大阪コロナ追跡システム」（5月下旬構築予定）を導入すること。

※ 5月31日（日）までのキャンセルは、キャンセル料を不徴収とする。（6月1日以降はキャンセル料を徴収）

（理由：利用者への周知期間が必要であること、現在の府の緊急事態措置の実施期間が5月31日までとされていること）

第17回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議

日時 令和2年5月21日（木）18時30分～

場所 本館5階 正庁の間

次 第

議 題

(1) 大阪の感染拡大の状況分析について

①府内における発生状況【資料1-1】

②大阪モデルにおける警戒信号の状況【資料1-2】

③国の解除基準における府の現状【資料1-3】

(参考配布) 緊急事態宣言前後の人口増減の状況【資料1-4】

(参考配布) 大阪府居住者の平均移動距離の推移【資料1-5】

(2) 大阪府における感染拡大防止に向けた取組み

①大阪府における感染拡大防止に向けた取組み(概要)【資料2-1】

(参考配布) 外出自粛や施設の使用制限の要請等について(比較表)【資料2-2】

②府主催(共催)イベントの延期・中止、府有施設の休館に関する考え方【資料2-3】

(3) 学校の本格再開に向けて

①学校における教育活動の再開について【資料3-1】

②府専門家会議の座長・副座長・オブザーバーの意見(学校の本格再開)【資料3-2】

(4) その他

大阪府新型コロナウイルス対策本部会議 名簿

〈本部員〉

知事

副知事

副首都推進局長

危機管理監

政策企画部長

報道監

総務部長

財務部長

スマートシティ戦略部長

府民文化部長

IR 推進局長

福祉部長

健康医療部長

商工労働部長

環境農林水産部長

都市整備部長

住宅まちづくり部長

教育長

府警本部長

〈オブザーバー〉

(地独) 大阪健康安全基盤研究所 公衆衛生部長

大阪市健康局首席医務監

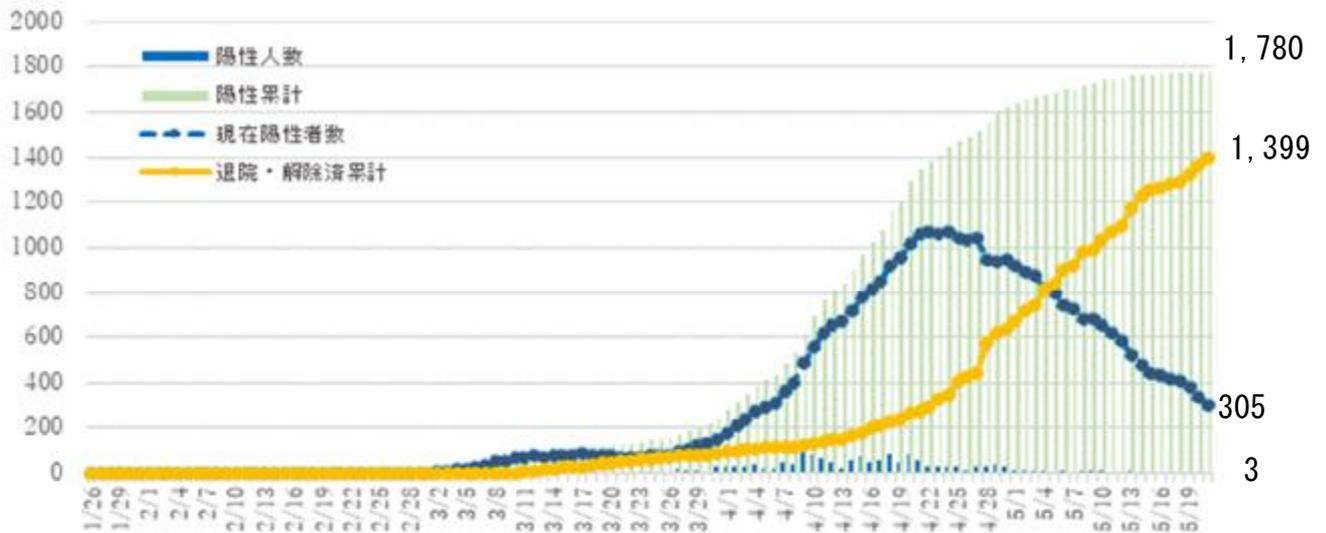
新型コロナウイルス感染症の府内発生状況（令和2年5月21日現在）

① 大阪府内の検査陽性者の状況

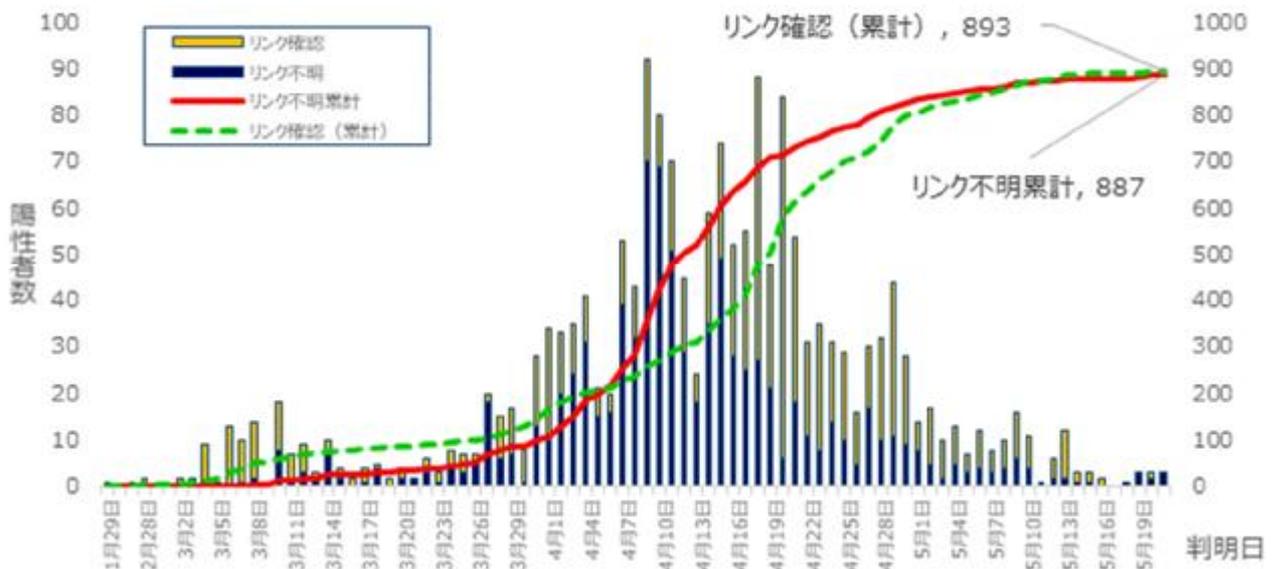
| 検査件数 | 陽性者数 | | | | | | | | 死亡 | 退院・解除済累計 |
|--------|-------|--------|-----|-----|-------|------|------|--------|----|----------|
| | 累計 | 現在陽性者数 | 入院中 | | 入院調整中 | 自宅療養 | 宿泊療養 | 療養等調整中 | | |
| | | | 重症 | 軽症 | | | | | | |
| 27,552 | 1,780 | 305 | 223 | 30 | 2 | 8 | 61 | 0 | 76 | 1,399 |
| 前日比 | 484 | 3 | -31 | -16 | -5 | 0 | -6 | -9 | 0 | 34 |

※大阪府外で健康観察を実施している事例：11件

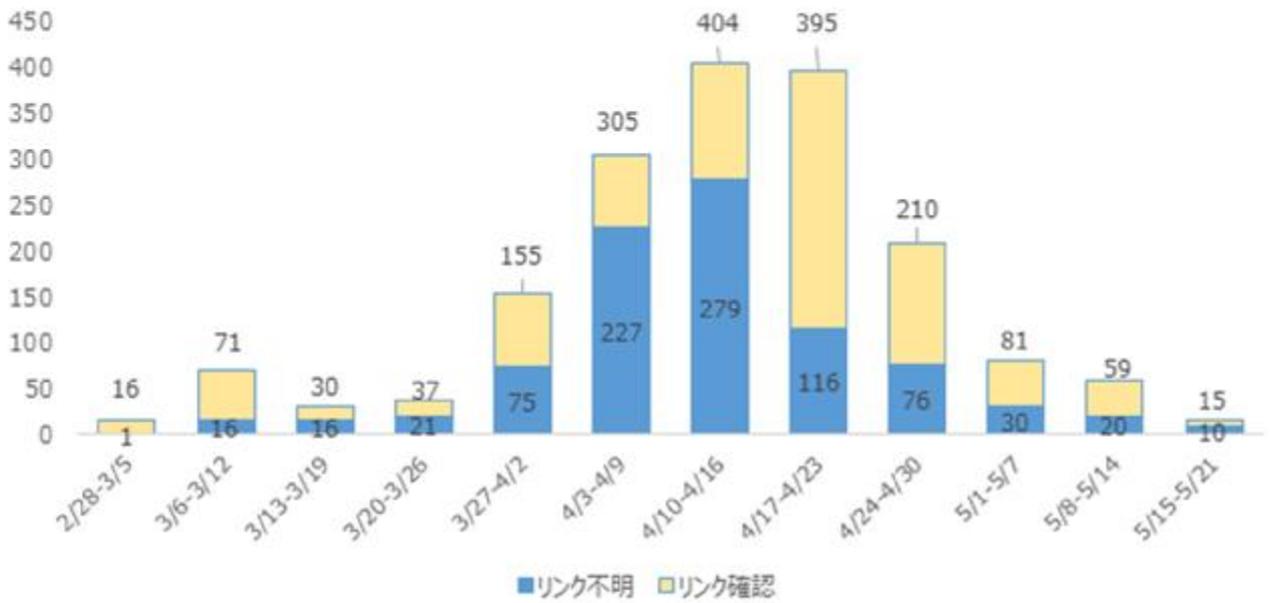
② 新型コロナウイルスの発生状況等



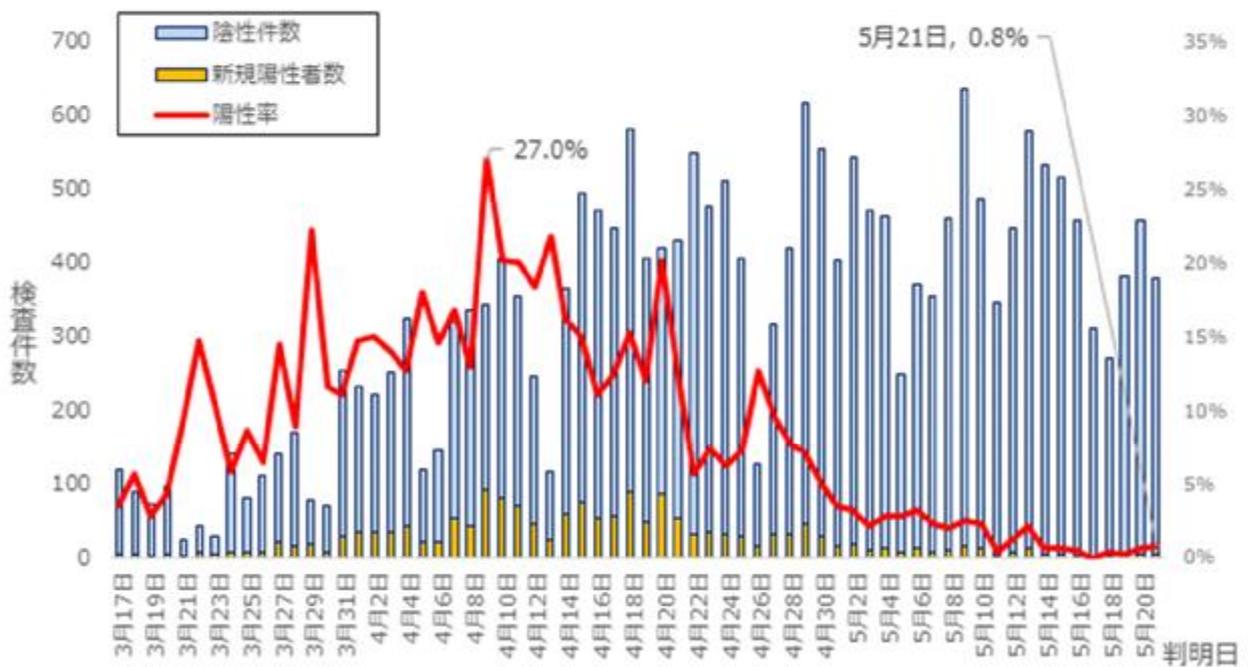
③ 陽性者数の推移



④ 7日間ごとの新規陽性者数の推移



⑤ 検査件数（陰性確認除く）と陽性率の推移



新型コロナウイルス感染症 大阪モデルにおける警戒信号の状況 ※判明日別

資料 1 - 2

【モニタリング指標ごとの状況】

| モニタリング指標 | | 自粛要請等の基準 | 自粛解除の基準 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
|---|-------------------------------|----------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 分析事項 | 内容 ※病床使用率以外の指標は 7日間移動平均 | | | | | | | | | |
| (1) 市中での感染拡大状況 | ①感染経路不明者の前週増加比 | 1以上 | — | ○ 0.65 | ○ 0.41 | ○ 0.24 | ○ 0.28 | ○ 0.33 | ○ 0.36 | ○ 0.50 |
| | ②感染経路不明者数 | 5～10人以上 | 10人未満 | ○ 2.43 | ○ 1.57 | ○ 1.00 | ○ 1.00 | ○ 1.14 | ○ 1.14 | ○ 1.43 |
| (2) 新規陽性患者の発生状況 検査体制の逼迫状況 | ③確定診断検査における陽性率 | 7%以上 | 7%未満 | ○ 1.4% | ○ 1.1% | ○ 0.8% | ○ 0.8% | ○ 0.6% | ○ 0.4% | ○ 0.4% |
| (3) 病床の逼迫状況 | ④患者受入重症病床使用率 | — | 60%未満 | ○ 21.8% | ○ 20.7% | ○ 20.7% | ○ 19.1% | ○ 19.7% | ○ 18.6% | ○ 16.0% |
| 信号（現在は緊急事態措置期間のため、指標②～④で自粛解除の基準を満たしているかを確認） | | | | 緑 | 緑 | 緑 | 緑 | 緑 | 緑 | 緑 |

○：基準内 ●：基準外

※③の確定診断検査における陽性率は、再陽性患者数を除外して算出

【大阪府新型コロナウイルス感染症 警戒信号の基準】

| | 警戒信号基準 | 警戒信号の色 | (意味) | 対応 |
|-------------|---|--------|-----------------|-----------------|
| 自粛要請等に向けた場合 | モニタリング指標（3つ）のうち、1つ又は2つの指標において、「自粛要請等の基準」を満たした場合 | 黄 | 注意喚起 | |
| | モニタリング指標（3つ）全てが「自粛要請等の基準」を満たした場合 | 赤 | 警戒中 | 自粛要請等の対策を段階的に実施 |
| 自粛解除に向けた場合 | モニタリング指標（3つ）のうち、1つ又2つの指標において、「自粛解除の基準」を満たした場合 | 赤 | 警戒中 | |
| | モニタリング指標（3つ）全てが「自粛解除の基準」を満たした場合（満たして1日～7日） | 黄 | 解除への カウントダウン | |
| | モニタリング指標（3つ）全てが「自粛解除の基準」を満たした場合（満たして7日間経過） | 緑 | 解除 | 自粛等を段階的に解除 |

国の解除基準における府の現状

資料 1 - 3

国の解除基準

府の現状

(1) 感染状況【疫学的状況】

| | 5/14 (前週同曜日) | 5/21 | 評価 |
|---------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|----|
| ①直近 1 週間の新規感染者数が その前週の数より減少傾向にあること | 59人 (5/8~5/14) ※再度陽性が判明した者を除く | 15人 (5/15~5/21) ※再度陽性が判明した者を除く | 達成 |
| ②直近 1 週間の10万人あたり累積 新規感染者数が0.5人未満程度 | 0.67人 ※再度陽性が判明した者を除く | 0.17人 ※再度陽性が判明した者を除く | 達成 |

(2) 医療提供体制【医療状況】

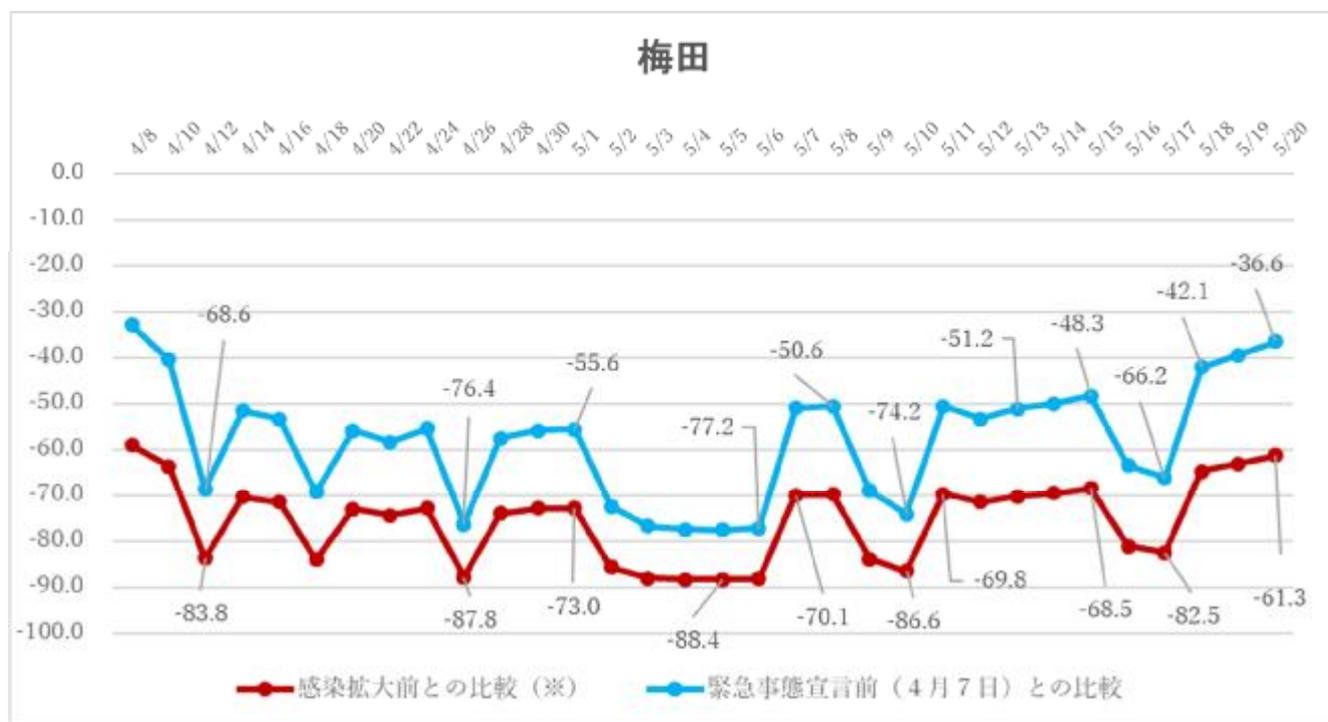
| | 5/14 (前週同曜日) | 5/21 | 評価 |
|--|---|---|----|
| ①重症者数が減少傾向で医療提供 体制が逼迫していないこと ②患者急増に対応可能な体制が 確保されていること | 重症者数 43人/ 重症病床確保数 188床 | 重症者数 30人/ 重症病床確保数 188床 | 達成 |
| | 軽症中等症入院患者数 290人/ 軽症中等症病床確保数 963床 | 軽症中等症入院患者数 193人/ 軽症中等症病床確保数 963床 | 達成 |
| | 宿泊療養者数 94人/ 宿泊療養客室数 1,504 (室) (※) 客室数には医療従事者用192を含む | 宿泊療養者数 61人/ 宿泊療養客室数 1,504 (室) (※) 客室数には医療従事者用192を含む | 達成 |

(3) 検査体制の構築

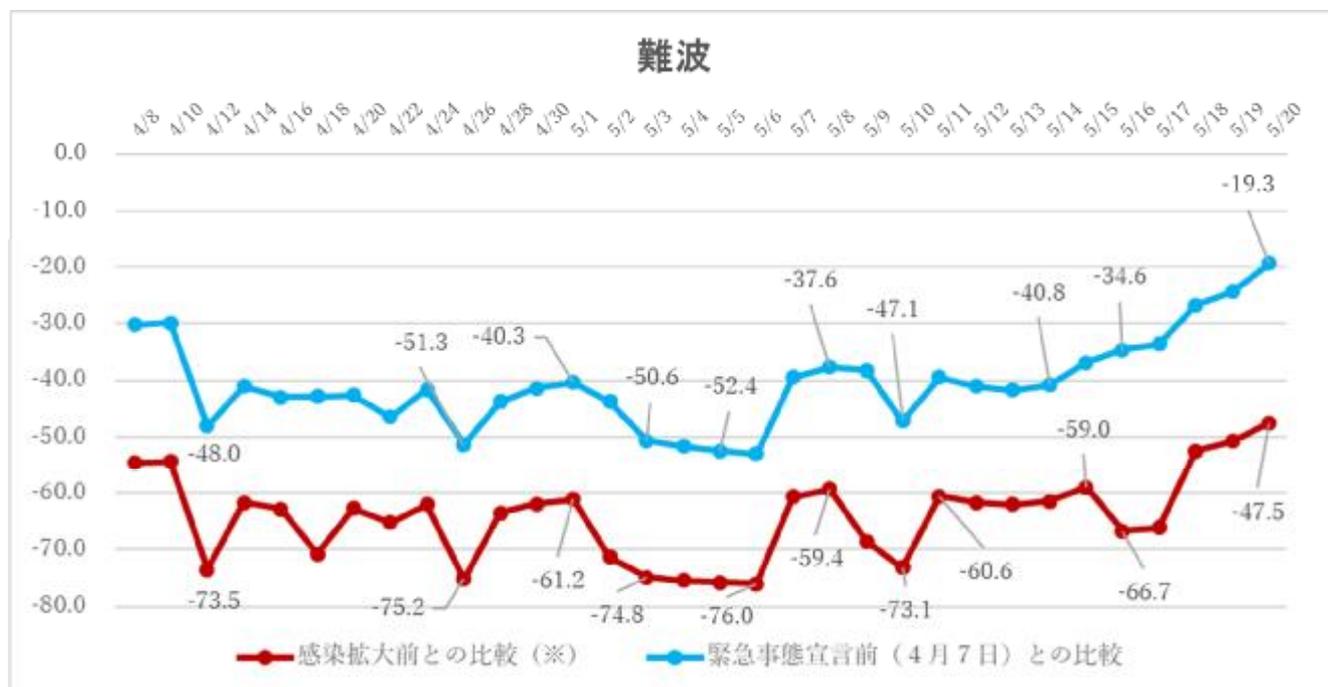
| | 5/14 (前週同曜日) | 5/21 | 評価 |
|--------------|-----------------------------|-------------------|----|
| ①PCR等検査件数の動向 | 検査可能体制 約890検体/日 ※4月21日時点 | 検査可能体制 約1,430検体/日 | 達成 |
| | 陽性率 0.6% | 陽性率 0.8% | 達成 |

緊急事態宣言前後の人口増減状況について

(出典：NTT ドコモ「モバイル空間設計」分析レポート)



梅田については、平日で、感染拡大前との比較で6割程度の減少



難波については、平日で、感染拡大前との比較で5割程度の減少

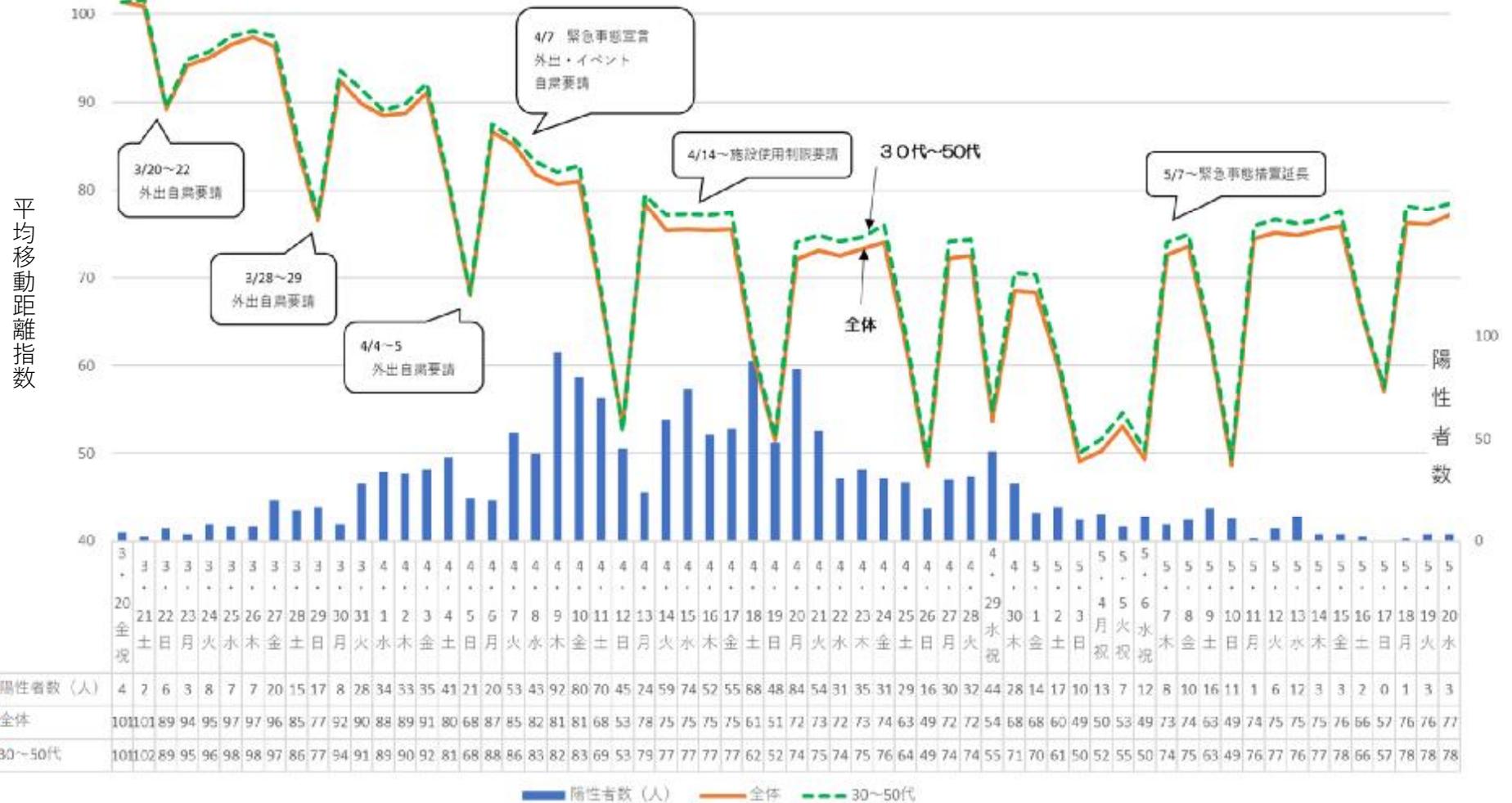
※ 4月12日までは、2019年11月平均との比較。

4月13日以降は、2020年1月18日(土)～2月14日(金)4週間の平均との比較。

(平日は平日平均と、休日は休日平均との比較)

大阪府居住者の平均移動距離の推移

平均移動距離は感染拡大前に比べ平日で8割弱、休日で6割程度に減少
連休明けは微増傾向



※平均移動距離指数：大阪府居住者の1月6日から31日の平日と休日のそれぞれの平均距離を100とした場合の各日の数値

※陽性者数：大阪府集計 平均移動距離指数：ヤフー・データソリューション調べ

大阪府における感染拡大防止に向けた取組み（概要）

- ① 区域 大阪府全域
- ② 期間 令和2年5月23日から5月29日
- ③ 実施内容 **緊急事態宣言の区域解除を受けて、これまで実施してきた緊急事態措置を原則解除**

ただし、府内で未だ感染者が確認され、確立された治療法やワクチンもないことから、府民や事業者などに、適切な感染予防対策の実施とともに、感染者発生に備えた「大阪コロナ追跡システム」登録・利用の協力を要請。あわせて、以下の内容の協力を要請。

●外出について（特措法第24条第9項）

府民に対し、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践の継続について協力を要請。

その際、特に次の内容について協力を要請。

1. 接待を伴う飲食店など、これまでにクラスターが発生した施設や「三つの密」を避けること
2. 不要不急のレジャーなど、府県をまたいだ移動を控えること

●イベントの開催について（特措法第24条第9項）

全国の緊急事態宣言終了日までは、規模を縮小した開催の協力を要請

全国の緊急事態宣言終了日以降、全国的かつ大規模な催物の開催は、リスクへの対応が伴わない場合、自粛の協力を要請

●施設の使用について

全国でクラスターが発生した施設は、施設の使用制限等を要請（特措法第24条第9項）

上記以外の施設は、施設の使用制限等の要請を解除

外出について（特措法第24条第9項）

- 府民に対し、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践の継続について協力を要請。
その際、特に次の内容について協力を要請。

【協力要請の内容】

1. 接待を伴う飲食店など、これまでにクラスターが発生した施設や「三つの密」を避けること
2. 不要不急のレジャーなど、府県をまたいだ移動を控えること

「新しい生活様式」の実践例

- ①身体的距離の確保（人との間隔はできるだけ2 m確保）
- ②マスクの着用（症状がなくてもマスクを着用）
- ③手洗い（家に帰ったらまず手や顔を洗う。手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う）
- ④在宅勤務（テレワーク）等の取組みを推進
- ⑤「大阪コロナ追跡システム」への登録・利用 など

イベントの開催について（特措法第24条第9項）

- 全国の緊急事態宣言終了日までは、規模を縮小した開催の協力を要請。

【協力要請の内容】

○開催規模

- ・屋内：100人以下、かつ定員の半分以下の参加人数とすること
- ・屋外：200人以下、かつ人との距離を十分に確保すること

- 全国の緊急事態宣言終了日以降、全国的かつ大規模な催物の開催は、リスクへの対応が伴わない場合、自粛の協力を要請。

※イベントの開催にあたっては、感染者発生に備えた「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請。
※適切な感染予防対策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することも検討。

施設の使用制限について

➤ 多数の者が利用する施設の管理者等に対し、以下の内容について協力を要請。

【実施内容】

1. 基本的に休止を要請しない施設【社会生活を維持する上で必要な施設、社会福祉施設等】

⇒適切な感染防止対策の協力を要請。 飲食店等に対する営業時間の制限要請は解除

2. 特措法により休止を要請する施設

・ 全国でクラスターが発生した施設

⇒施設の使用制限等の要請（特措法第24条第9項）

3. 特措法によらず、感染防止対策の協力を要請する施設

(1) 5月23日から休止要請を解除する施設

・ 全国でクラスターが発生した施設の類似施設

業界団体等が専門家の知見を踏まえ作成したガイドラインの遵守を条件に、休止要請を解除

・ 全国でクラスターが発生した施設区分のうち大規模施設、集会・展示施設、文教施設

業界団体等が専門家の知見を踏まえ作成したガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底

⇒不特定多数の者が利用する施設には、「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請

(2) 5月16日から休止要請を解除した施設

⇒業種別の感染拡大予防ガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底

⇒不特定多数の者が利用する施設には、「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請

実施内容

1. 基本的に休止を要請しない施設 ※適切な感染防止対策の協力を要請

(1) 社会生活を維持する上で必要な施設

| 施設区分 | 施設内訳 |
|------------|--|
| 医療施設 | 病院、診療所、薬局 等 |
| 生活必需物資販売施設 | 卸売市場、食料品売場、百貨店・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等 |
| 食事提供施設 | 飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等（宅配・テークアウトサービスを含む。） ※飲食店等に対する営業時間の制限要請は解除 <u>飲食店等には「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請</u> |
| 住宅、宿泊施設 | ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿 等 |
| 交通機関等 | バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等） 等 |
| 工場等 | 工場、作業場 等 |
| 金融機関・官公署等 | 銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等 |
| その他 | メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等 |

※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年5月21日改正）を踏まえた整理

(2) 社会福祉施設等

| 施設区分 | 施設内訳 |
|---------|--|
| 社会福祉施設等 | 保育所、放課後児童クラブ（学童保育）、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設 |

2. 特措法により休止を要請する施設

・全国でクラスターが発生した施設

| 施設区分 | 施設内訳 | 要請内容 |
|-----------|---|-----------------------------|
| 遊興施設 | キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、スナック、バー、パブ、カラオケボックス、ライブハウス | 施設の使用制限等の要請 (特措法第24条第9項) |
| 運動施設、遊技施設 | スポーツクラブ | |

3 (1) 特措法によらず感染防止対策の協力を要請する施設 (5月23日から休止要請を解除する施設)

・全国でクラスターが発生した施設の類似施設

| 施設区分 | 施設内訳 | 要請内容 |
|-----------|---|--|
| 遊興施設 | ダンスホール、性風俗店 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 業界団体等が専門家の知見を踏まえた感染拡大予防ガイドラインを作成し、当該ガイドラインを遵守することを条件に休止要請を解除 ・ 不特定多数の者が利用する施設には、「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請 ⇒ 今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討 |
| 運動施設、遊技施設 | 体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スケート場、屋内運動施設（スポーツクラブを除く） | |

・全国でクラスターが発生した施設区分のうち大規模施設（1,000㎡超）、集会・展示施設、文教施設

| 施設区分 | 施設内訳 | 要請内容 |
|---|--|---|
| 遊興施設 （クラスター発生施設等を除く床面積の合計が1,000㎡を超える施設） | 個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・業界団体等が専門家の知見を踏まえ作成した感染拡大予防ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底することの協力を要請 ・不特定多数の者が利用する施設には、「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請 <p>⇒今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討</p> |
| 運動施設、遊技施設 （クラスター発生施設等を除く床面積の合計が1,000㎡を超える施設） | マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地、屋外水泳場 等 | |
| 集会・展示施設 *貸会議室を除く | 集会場、公会堂、展示場、多目的ホール、文化会館 | |
| 文教施設 | 学校（大学等を除く。） | |

3 (2) 特措法によらず感染防止対策の協力を要請する施設 (5月16日から休止要請を解除した施設)

| 施設区分 | 施設内訳 | 要請内容 |
|--|---|---|
| 劇場等 | 劇場、観覧場、映画館、演芸場 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・業界団体等が専門家の知見を踏まえ作成した感染拡大予防ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底することの協力を要請 ・不特定多数の者が利用する施設には、「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請 <p>⇒今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討</p> |
| 集会・展示施設 | 貸会議室 | |
| 大学・学習塾等 | 大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 | |
| 博物館等 | 博物館、美術館、図書館 等 | |
| ホテル又は旅館 | ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） | |
| 商業施設 | 生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 | |
| 遊興施設 (クラスター発生施設等を除く 床面積の合計が1,000㎡以下の施設) | 個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場 等 | |
| 運動施設、遊技施設 (クラスター発生施設等を除く 床面積の合計が1,000㎡以下の施設) | マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、屋外水泳場 等 | |

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m(最低1m)** 空ける。
- 遊びに行くなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に洗う**(手指消毒薬の使用も可)

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより嚴重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒**
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「**3密**」の回避(密集、密接、密閉)
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

外出自粛や施設の使用制限の要請等について（比較表）

| 現在 | 改正案 |
|---|---|
| <p>大阪府緊急事態措置の概要</p> <p>① 区域 大阪府全域</p> <p>② 期間 <u>令和2年5月16日から令和2年5月31日</u></p> <p>③ 実施内容</p> <p><u>新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条「感染を防止するための協力要請」及び特措法第24条「都道府県対策本部長の権限」等により、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、以下の対応を実施。</u></p> <p>●<u>外出自粛の要請（特措法第45条第1項）</u></p> <p>府民に対し、「<u>最低7割、極力8割程度の接触機会の低減</u>」を目指して、引き続き外出自粛を要請。その際、特に次の内容を要請。</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>不要不急の帰省や旅行など、府県をまたいだ移動を避けること</u> <u>接待を伴う飲食店など、夜間の繁華街への外出を自粛すること</u> <u>「三つの密」を徹底的に避けるとともに、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を徹底すること（在宅勤務（テレワーク）の推進、「大阪コロナ追跡システム」への登録・利用など）</u> | <p>大阪府における感染拡大防止に向けた取組み（概要）</p> <p>① 区域 大阪府全域</p> <p>② 期間 <u>令和2年5月23日から5月29日</u></p> <p>③ 実施内容</p> <p><u>緊急事態宣言の区域解除を受けて、これまで実施してきた緊急事態措置を原則解除</u></p> <p><u>ただし、府内で未だ感染者が確認され、確立された治療法やワクチンもないことから、府民や事業者などに、適切な感染予防対策の実施とともに、感染者発生に備えた「大阪コロナ追跡システム」登録・利用の協力を要請。あわせて、以下の内容の協力を要請。</u></p> <p>●<u>外出について（特措法第24条第9項）</u></p> <p>府民に対し、「<u>感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践の継続について協力を要請</u>。その際、特に次の内容について協力を要請。</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>接待を伴う飲食店など、これまでにクラスターが発生した施設や「三つの密」を避けること</u> <u>不要不急のレジャーなど、府県をまたいだ移動を控えること</u> |

| 現在 | 改正案 |
|--|--|
| <p>●イベントの開催自粛の要請（特措法第 24 条第 9 項）</p> <p><u>イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。</u></p> | <p>●イベントの開催について（特措法第 24 条第 9 項）</p> <p><u>全国の緊急事態宣言終了日までは、規模を縮小した開催の協力を要請</u></p> <p><u>全国の緊急事態宣言終了日以降、全国的かつ大規模な催物の開催は、リスクへの対応が伴わない場合、自粛の協力を要請</u></p> |

| 現在 | 改正案 |
|---|--|
| <p>1. <u>外出自粛要請</u>（特措法第 45 条第 1 項）</p> <p>➤ <u>府民に対し、「最低 7 割、極力 8 割程度の接触機会の低減」を目指して、引き続き外出自粛を要請。その際、特に次の内容を要請。</u></p> <p>【自粛を要請する内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>不要不急の帰省や旅行など、府県をまたいだ移動を避けること</u> 2. <u>接待を伴う飲食店など、夜間の繁華街への外出を自粛すること</u> 3. <u>「三つの密」を徹底的に避けるとともに、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を徹底すること</u> <p>「新しい生活様式」の実践例</p> <ol style="list-style-type: none"> ①身体的距離の確保（人との間隔はできるだけ 2 m 確保） ②マスクの着用（症状がなくてもマスクを着用） ③手洗い（家に帰ったらまず手や顔を洗う。手洗いは 30 秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う） ④在宅勤務（テレワーク）等の取組みを推進 ⑤「大阪コロナ追跡システム」への登録・利用 など | <p>1. <u>外出について</u>（特措法第 24 条第 9 項）</p> <p>➤ <u>府民に対し、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践の継続について協力を要請。その際、特に次の内容について協力を要請。</u></p> <p>【協力要請の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>接待を伴う飲食店など、これまでにクラスターが発生した施設や「三つの密」を避けること</u> 2. <u>不要不急のレジャーなど、府県をまたいだ移動を控えること</u> <p>「新しい生活様式」の実践例</p> <ol style="list-style-type: none"> ①身体的距離の確保（人との間隔はできるだけ 2 m 確保） ②マスクの着用（症状がなくてもマスクを着用） ③手洗い（家に帰ったらまず手や顔を洗う。手洗いは 30 秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う） ④在宅勤務（テレワーク）等の取組みを推進 ⑤「大阪コロナ追跡システム」への登録・利用 など |
| <p>2. <u>イベントの開催自粛要請</u>（特措法第 24 条第 9 項）</p> <p>➤ <u>イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。</u></p> <p>【自粛を要請する内容】</p> <p>○開催規模：<u>大小を問わない</u></p> <p>○場所：<u>屋内、屋外を問わない</u></p> <p>○種類・内容：<u>生活の維持に必要なものを除く全てのイベント</u></p> | <p>2. <u>イベントの開催について</u>（特措法第 24 条第 9 項）</p> <p>➤ <u>全国の緊急事態宣言終了日までは、規模を縮小した開催の協力を要請。</u></p> <p>【協力要請の内容】</p> <p>○開催規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>屋内：100 人以下、かつ定員の半分以下の参加人数とすること</u> ・<u>屋外：200 人以下、かつ人との距離を十分に確保すること</u> |

| 現在 | 改正案 |
|---|--|
| <p><u>(具体例)</u></p> <p><u>祭礼・地域行事、文化的イベント（コンサート、演劇、発表会等）、催事（物産展、展示会、販売促進会、フリーマーケット等）、式典、講演会・研修会、スポーツ行事 等</u></p> <p><u>※ただし、公営住宅の入居説明会・抽選会、事業者を対象とした小規模の研修会等、生活の維持に必要なものについては、感染拡大防止策を講じた上での実施を要請</u></p> | <p>➤ <u>全国の緊急事態宣言終了日以降、全国かつ大規模な催物の開催は、リスクへの対応が伴わない場合、自粛の協力を要請。</u></p> <p><u>※イベントの開催にあたっては、感染者発生に備えた「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請。</u></p> <p><u>※適切な感染予防対策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することも検討。</u></p> |
| <p>●<u>施設の使用制限の要請等</u></p> <p>①期間 <u>令和2年5月16日から令和2年5月31日</u></p> <p>②実施内容</p> <p>1 基本的に休止を要請しない施設</p> <p>【社会生活を維持する上で必要な施設、社会福祉施設等】</p> <p>⇒適切な感染防止対策の協力を要請 <u>(特措法第24条第9項)</u></p> | <p>●<u>施設の使用について</u></p> <p>①期間 <u>令和2年5月23日から5月29日</u></p> <p>②実施内容</p> <p>1 基本的に休止を要請しない施設</p> <p>【社会生活を維持する上で必要な施設、社会福祉施設等】</p> <p>⇒適切な感染防止対策の協力を要請</p> <p><u>飲食店等に対する営業時間の制限要請は解除</u></p> |

| 現在 | 改正案 |
|--|---|
| <p>2. 特措法により休止を要請する施設</p> <p>➤<u>全国でクラスターが発生した施設及びその類似施設</u></p> <p>・『<u>遊興施設</u>』のうち「<u>キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店</u>」「<u>バー</u>」「<u>パブ</u>」「<u>ダンスホール</u>」「<u>カラオケボックス</u>」「<u>ライブハウス</u>」「<u>性風俗店</u>」</p> <p>・『<u>運動・遊技施設</u>』のうち「<u>体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スケート場、スポーツジム、スポーツクラブなどの屋内運動施設</u>」</p> <p>➤<u>クラスター発生施設区分のうち、上記以外の大規模施設</u> (<u>床面積の合計が 1,000 m²を超える下記の施設</u>)</p> <p>・『<u>遊興施設</u>』『<u>運動・遊技施設</u>』</p> <p>➤<u>イベントの開催自粛要請を踏まえた施設</u></p> <p>・『<u>集会・展示施設（貸会議室を除く）</u>』</p> <p>➤<u>5月5日の対策本部会議で休業の継続を決定した施設</u></p> <p>・『<u>文教施設</u>』</p> <p>⇒施設の使用制限等の要請（特措法第 24 条第 9 項）</p> <p>⇒<u>応じない場合、特措法第 45 条第 2 項・第 3 項による個別の要請・指示も検討（施設名を公表）</u></p> <p>3. 特措法によらず、感染防止対策の協力を要請する施設</p> | <p>2. 特措法により休止を要請する施設</p> <p>・<u>全国でクラスターが発生した施設</u></p> <p>⇒施設の使用制限等の要請（特措法第 24 条第 9 項）</p> <p>3. 特措法によらず、感染防止対策の協力を要請する施設</p> <p>(1) <u>5月23日から休止要請を解除する施設</u></p> <p>・<u>全国でクラスターが発生した施設の類似施設</u> <u>業界団体等が専門家の知見を踏まえ作成したガイドラインの遵守を条件に、休止要請を解除</u></p> |

| 現在 | 改正案 |
|--|---|
| <p>(5月16日から休止要請を解除する施設) <u>ガイドライン等に基づく適切な感染防止対策の協力を要請する施設</u> ⇒府が定める標準的対策を遵守することを条件に、休止要請を解除。 <u>但し、国のホームページに業種別ガイドラインが掲載された場合には、当該ガイドラインによるものとする。</u> 不特定多数の者が利用する施設には「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請。 ⇒<u>ガイドライン等を遵守しない施設や、今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討。</u></p> | <p>・<u>全国でクラスターが発生した施設区分のうち大規模施設、集会・展示施設、文教施設</u> <u>業界団体等が専門家の知見を踏まえ作成したガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底</u> ⇒<u>不特定多数の者が利用する施設には、「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請</u></p> <p>(2) <u>5月16日から休止要請を解除した施設</u></p> <p>⇒<u>業種別の感染拡大予防ガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底</u> ⇒<u>不特定多数の者が利用する施設には、「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請</u></p> |

| 現在 | | 改正案 | |
|----------------------------------|---|----------------------|---|
| 実施内容 | | 実施内容 | |
| 1 基本的に休止を要請しない施設 | | 1 基本的に休止を要請しない施設 | |
| ※適切な感染防止対策の協力を要請（特措法第 24 条第 9 項） | | ※適切な感染防止対策の協力を要請 | |
| (1) 社会生活を維持する上で必要な施設 | | (1) 社会生活を維持する上で必要な施設 | |
| 施設区分 | 施設内訳 | 施設区分 | 施設内訳 |
| 医療施設 | 病院、診療所、薬局 等 | 医療施設 | 病院、診療所、薬局 等 |
| 生活必需物資販売施設 | 卸売市場、食料品売場、百貨店・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等 ※百貨店・スーパーマーケット等についてはガイドライン等に基づく感染防止対策の協力を要請。 | 生活必需物資販売施設 | 卸売市場、食料品売場、百貨店・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等 |
| 食事提供施設 | 飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等 （宅配・テークアウトサービスを含む。） ※但し、営業時間については、午前 5 時～午後 10 時の間の営業を要請し、酒類の提供は午後 9 時までとすることを要請。 （宅配・テークアウトサービスは除く。） ※飲食店等には「大阪コロナ追跡システム」の導入、及びガイドライン等に基づく感染防止対策の協力を要請。 | 食事提供施設 | 飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等（宅配・テークアウトサービスを含む。） ※飲食店等に対する営業時間の制限要請は解除 飲食店等には「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請 |
| 住宅、宿泊施設 | ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿 等 | 住宅、宿泊施設 | ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿 等 |
| 交通機関等 | バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等） 等 | 交通機関等 | バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等） 等 |
| 工場等 | 工場、作業場 等 | 工場等 | 工場、作業場 等 |
| 金融機関・官公署等 | 銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等 | 金融機関・官公署等 | 銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等 |

| 現在 | | 改正案 | |
|---|--|---|--|
| その他 | メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等 | その他 | メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等 |
| ※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年5月14日改正）を踏まえた整理 | | ※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年5月21日改正）を踏まえた整理 | |
| (2) 社会福祉施設等 | | (2) 社会福祉施設等 | |
| 施設区分 | 施設の種類 | 施設区分 | 施設内訳 |
| 社会福祉施設等 | 保育所、放課後児童クラブ（学童保育）、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設 | 社会福祉施設等 | 保育所、放課後児童クラブ（学童保育）、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設 |
| ⇒通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用の自粛を要請（特措法第24条第9項） | | | |

現在

2 特措法により休止を要請する施設

➤全国でクラスターが発生した施設及びその類似施設

| 施設区分 | 施設内訳 | 要請内容 |
|-----------|--|--------------------------------------|
| 遊興施設 | キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、パブ、ダンスホール、カラオケボックス、ライブハウス、性風俗店 | 施設の使用制限等の要請（特措法第24条第9項） ⇒応じない場合、 |
| 運動施設、遊技施設 | 体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スケート場、スポーツジム、スポーツクラブなどの屋内運動施設 | 特措法第45条第2項・第3項による個別の要請・指示も検討（施設名を公表） |

➤クラスター発生施設区分のうち、上記以外の大規模施設
(床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設)

| 施設区分 | 施設内訳 | 要請内容 |
|-----------|---|------|
| 遊興施設 | 個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等 | <同上> |
| 運動施設、遊技施設 | マーチャン店、パチンコ店、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地、屋外水泳場 等 | |

改正案

2. 特措法により休止を要請する施設

・全国でクラスターが発生した施設

| 施設区分 | 施設内訳 | 要請内容 |
|-----------|--|-----------------------------|
| 遊興施設 | キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、 <u>スナック</u> 、バー、パブ、カラオケボックス、ライブハウス | 施設の使用制限等の要請 (特措法第24条第9項) |
| 運動施設、遊技施設 | スポーツクラブ | |

現在

改正案

➤イベントの開催自粛要請を踏まえた施設

| 施設区分 | 施設内訳 | 要請内容 |
|------------------|-------------------------|---|
| 集会・展示施設（貸会議室を除く） | 集会場、公会堂、展示場、多目的ホール、文化会館 | 施設の使用制限等の要請（特措法第24条第9項） ⇒応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による個別の要請・指示も検討（施設名を公表） |

➤5月5日の対策本部会議で休業の継続を決定した施設

| 施設区分 | 施設内訳 | 要請内容 |
|------|-------------|------|
| 文教施設 | 学校（大学等を除く。） | <同上> |

| 現在 | 改正案 | | | | | | | | | | | |
|------------------------------------|--|---|--|------|------|------|------|-------------|--|-----------|---|---|
| <p>3. 特措法によらず、感染防止対策の協力を要請する施設</p> | <p>3 (1) 特措法によらず感染防止対策の協力を要請する施設 <u>(5月23日から休止要請を解除する施設)</u> <u>・全国でクラスターが発生した施設の類似施設</u></p> <table border="1" data-bbox="1133 359 2132 991"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 359 1326 408">施設区分</th> <th data-bbox="1326 359 1675 408">施設内訳</th> <th data-bbox="1675 359 2132 408">要請内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 408 1326 671">遊興施設</td> <td data-bbox="1326 408 1675 671">ダンスホール、性風俗店</td> <td data-bbox="1675 408 2132 671"> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>業界団体等が専門家の知見を踏まえた感染拡大予防ガイドラインを作成し、当該ガイドラインを遵守することを条件に休止要請を解除</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 671 1326 991">運動施設、遊技施設</td> <td data-bbox="1326 671 1675 991">体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スケート場、屋内運動施設(スポーツクラブを除く)</td> <td data-bbox="1675 671 2132 991"> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>不特定多数の者が利用する施設には、「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請</u> ⇒<u>今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討</u> </td> </tr> </tbody> </table> | | | 施設区分 | 施設内訳 | 要請内容 | 遊興施設 | ダンスホール、性風俗店 | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>業界団体等が専門家の知見を踏まえた感染拡大予防ガイドラインを作成し、当該ガイドラインを遵守することを条件に休止要請を解除</u> | 運動施設、遊技施設 | 体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スケート場、屋内運動施設(スポーツクラブを除く) | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>不特定多数の者が利用する施設には、「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請</u> ⇒<u>今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討</u> |
| 施設区分 | 施設内訳 | 要請内容 | | | | | | | | | | |
| 遊興施設 | ダンスホール、性風俗店 | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>業界団体等が専門家の知見を踏まえた感染拡大予防ガイドラインを作成し、当該ガイドラインを遵守することを条件に休止要請を解除</u> | | | | | | | | | | |
| 運動施設、遊技施設 | 体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スケート場、屋内運動施設(スポーツクラブを除く) | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>不特定多数の者が利用する施設には、「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請</u> ⇒<u>今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討</u> | | | | | | | | | | |

現在

改正案

・全国でクラスターが発生した施設区分のうち大規模施設（1,000 m²超）、集会・展示施設、文教施設

| 施設区分 | 施設内訳 | 要請内容 |
|--|--|---|
| 遊興施設 （クラスター発生施設等を除く床面積の合計が1,000 m ² を超える施設） | 個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>業界団体等が専門家の知見を踏まえ作成した感染拡大予防ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底することの協力を要請</u> ・<u>不特定多数の者が利用する施設には、「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請</u> |
| 運動施設、遊技施設 （クラスター発生施設等を除く床面積の合計が1,000 m ² を超える施設） | マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地、屋外水泳場 等 | ⇒ <u>今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討</u> |
| 集会・展示施設 *貸会議室を除く | 集会場、公会堂、展示場、多目的ホール、文化会館 | |
| 文教施設 | 学校（大学等を除く。） | |

現在

(5月16日から休止要請を解除する施設)
ガイドライン等に基づく適切な感染防止対策の協力を要請する施設

| 施設区分 | 施設内訳 | 要請内容 |
|---------|---|---------------------------------------|
| 劇場等 | 劇場、観覧場、映画館、演芸場 等 | ・府が定める標準的対策を遵守すること |
| 集会・展示施設 | 貸会議室 | ことを条件に、休止要請を解除。 |
| 大学・学習塾等 | 大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 | 但し、国のホームページに業種別ガイドラインが掲載された場合には、 |
| 博物館等 | 博物館、美術館、図書館 等 | 当該ガイドラインによるものとする。 |
| ホテル又は旅館 | ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） | ・不特定多数の者が利用する施設には「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請。 |
| 商業施設 | 生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 | ⇒ガイドライン等を遵守しない施設 |

改正案

3（2）特措法によらず感染防止対策の協力を要請する施設
 (5月16日から休止要請を解除した施設)

| 施設区分 | 施設内訳 | 要請内容 |
|---------|---|--|
| 劇場等 | 劇場、観覧場、映画館、演芸場 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・業界団体等が専門家の知見を踏まえ作成した感染拡大予防ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底することの協力を要請 ・不特定多数の者が利用する施設には、「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請 ⇒今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討 |
| 集会・展示施設 | 貸会議室 | |
| 大学・学習塾等 | 大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 | |
| 博物館等 | 博物館、美術館、図書館 等 | |
| ホテル又は旅館 | ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） | |
| 商業施設 | 生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 | |

| 現在 | | | 改正案 | | |
|--|------------------------------|--|--|------------------------------|--|
| 遊興施設 (クラスター発生施設等を除く床面積の合計が1,000㎡以下の施設) | 個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場 等 | や、今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討。 | 遊興施設 (クラスター発生施設等を除く床面積の合計が1,000㎡以下の施設) | 個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場 等 | |
| 運動施設、遊技施設 (クラスター発生施設等を除く床面積の合計が1,000㎡以下の施設) | マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、屋外水泳場 等 | | 運動施設、遊技施設 (クラスター発生施設等を除く床面積の合計が1,000㎡以下の施設) | マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、屋外水泳場 等 | |

【現行の措置】**大阪府緊急事態措置（5月16日から5月31日）を踏まえ、以下の通り対応。**

- 府主催（共催）の府民が参加するイベントや集会について、原則、開催中止又は延期
- 府有施設について、5月16日以降、府が使用制限等を要請しない施設区分の府有施設は、準備が整い次第、順次開館。
〈開館の留意事項〉
 - ① 府（業界団体）の感染予防のガイドライン等に基づき、適切な感染防止対策を実施すること。
 - ② 不特定多数の者が利用する施設では「大阪コロナ追跡システム」（5月下旬構築予定）を導入すること。

【今後の対応】

5月23日以降の「大阪府における感染防止のための取組み」を踏まえ、以下の通り対応。

（1）府主催（共催）のイベント

- 全国の緊急事態宣言終了日までは、規模を縮小して開催。
 - ・屋内：100人以下、かつ定員の半分以下の参加人数
 - ・屋外：200人以下、かつ人との距離を十分に確保
 - 全国の緊急事態宣言終了日以降、全国的かつ大規模な催物の開催は、リスクへの対応が伴わない場合は中止又は延期。
- ※ イベント開催にあたっては、感染者発生に備えた「大阪コロナ追跡システム」の導入や名簿作成などの追跡対策を実施。

（2）府有施設

5月23日以降、クラスターが発生した施設以外の府有施設は、準備が整い次第、順次開館。

- 例) 5月23日以降開館 ⇒ 文化会館、多目的ホール、体育館、屋内水泳場、屋内運動施設
5月23日以降引き続き原則休館 ⇒ 屋内運動施設のうちトレーニングルーム

開館の留意事項

- ① 業界団体の感染予防のガイドライン等に基づき、適切な感染防止対策を実施すること。
- ② 不特定多数の者が利用する施設では「大阪コロナ追跡システム」（5月下旬構築予定）を導入すること。

- ※ 5月31日（日）までのキャンセルは、キャンセル料を不徴収とする。（6月1日以降はキャンセル料を徴収）
（理由：利用者への周知期間が必要であること、現在の府の緊急事態措置の実施期間が5月31日までとされていること）

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月21日）【抜粋】

（序文）

- 令和2年5月14日には、その時点での改めて感染状況の変化等について分析・評価を行い、後述する緊急事態措置を実施すべき区域の判断にあたっての考え方（以下「区域判断にあたっての考え方」という。）を踏まえて総合的に判断し、同日、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域を北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県とする変更を行った。
- その後、令和2年5月21日に改めて感染状況の変化等について分析・評価を行い、「区域判断にあたっての考え方」を踏まえて総合的に判断し、同日、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域を北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県とする変更を行うこととする。

学校における教育活動の再開について（令和2年5月25日（月）からの対応）

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（案）

（令和2年5月22日）【抜粋】

2. 地域ごとの行動指針

- 新型コロナウイルス感染症とともに生きていく社会を作るためには、感染リスクはゼロにならないということを受け入れつつ、感染レベルを可能な限り低減させながら学校教育活動を継続していくことが重要です。このような考えから、5月14日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言で示された地域区分を踏まえ、それぞれの地域区分を学校の生活圏に当てはめた場合の行動基準を下記のとおり作成しました。

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

| 地域の感染レベル | 身体的距離の確保 | 感染リスクの高い教科活動 | 部活動（自由意思の活動） |
|----------|------------------------|-----------------|---------------------------------|
| レベル3 | できるだけ2 m程度（最低1 m） | 行わない | 個人や少人数でのリスクの低い活動で短時間での活動に限定 |
| レベル2 | できるだけ2 m程度（最低1 m） | リスクの低い活動から徐々に実施 | リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底 |
| レベル1 | 1 mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること | 十分な感染対策を行った上で実施 | 十分な感染対策を行った上で実施 |

「レベル3」・・・生活圏内の状況が、「特定警戒都道府県」に相当する感染状況である地域
（特措法第45条に基づき新規感染者数を抑え込む地域）

「レベル2」・・・生活圏内の状況が、
①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域
（必要に応じ、知事が特措法第24条9項に基づく協力要請を実施する地域）
②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域

「レベル1」・・・生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらないもの

※ 上記のいずれの地域に該当するかは、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、自治体の衛生主管部局と相談の上、判断

学校における教育活動の再開について（令和2年5月25日（月）からの対応）

府立学校

1 措置について

5月31日（日）まで臨時休業を継続し、6月1日（月）から段階的に教育活動を再開する。

- ・ただし、最終学年については、5月25日（月）から5月29日（金）の臨時休業期間中の登校日を「授業日」とすることができる（1教室あたりの人数は20人程度まで）。その際、感染への不安等により登校しない場合、欠席扱いとはしない。
- ・今後の府域の感染状況によっては、学校再開に向けた対応を変更することがある。

2 教育活動の段階的な再開

府立高校、府立中学校

① 6月1日（月）から12日（金）＜スタートアップ期間＞

（1）1教室あたりの人数を20人程度までとした分散・短縮授業を行う。

【例】 全学年とも毎日 午前：出席番号1～20 午後：出席番号21～40

（2）6月1日の週は3時間程度、6月8日の週は3～4時間程度の授業を実施する（最終学年を優先して授業時数を確保すること）。

（3）公共交通機関を利用する生徒が、混雑時を避けることができるよう、登下校時間を設定する。また、活動終了後は速やかに下校させる。

（4）学校行事、部活動は実施しない。

② 6月15（月）以降 ＜本格再開＞

（1）1教室40人程度の通常授業の実施。

（2）学校行事・部活動の実施可能。

※感染への不安等により登校しない場合、欠席扱いとはしない。

府立支援学校

① 6月1日（月）から、分散登校や短縮授業（3時間程度）を実施する。

② 本格再開は、障がい種別に応じて以下のとおりとする。

・視覚・聴覚・病弱支援学校及び職業学科を置く高等支援学校は、6月15日（月）からとする。

・知的・肢体不自由校は、重症化リスクが高い児童生徒へより慎重な対応を期す必要があるため、6月22日（月）からとする。

※感染への不安等により登校しない場合、欠席扱いとはしない。

学校における教育活動の再開について（令和2年5月25日（月）からの対応）

市町村立学校

1 措置について

5月31日（日）まで臨時休業を継続し、6月1日（月）から段階的に教育活動を再開することを要請する。

- ただし、小学6年生、中学3年生については、5月25日（月）から5月29日（金）の臨時休業期間中の登校日を「授業日」とすることも可能とする（1教室あたりの人数は20人程度まで）。その際、感染への不安等により登校しない場合、欠席扱いとはしない。
- 今後の府域の感染状況によっては、学校再開に向けた対応を変更する場合がある。

2 教育活動の段階的な再開

① 6月1日（月）から12日（金）〈スタートアップ期間〉

- 1教室あたりの人数を20人程度とした分散・短縮授業を行う。
- 分散登校とするため、学年や学級ごとに登校する時間や曜日等を決める。
- 最終学年等の授業時間の増加も可能。
- 十分な配慮のうえ、給食の実施は可能。
- 学校行事・部活動は実施しない。

例1）午前・午後の分散・短縮授業（毎日の登校）

- 低学年と高学年に分ける、
学級を2つのグループに分ける など

例2）1日おきの分散・短縮授業（二日に一度の登校）

- 学年を分ける（1・4・6年と2・3・5年など）
学級を2つのグループに分ける など

② 6月15日（月）以降 〈本格再開〉

- 1教室あたりの人数を40人程度とした通常の時間割による授業の実施。
- 学校行事・部活動の実施可能。
- 十分な配慮のうえ、給食を実施。

※感染への不安等により登校しない場合、欠席扱いとはしない。

学校における教育活動の再開について (令和2年5月25日(月)からの対応)

| | 第1段階 5/25(月)~29(金) | 第2段階 6/1(月)~5(金) | 第3段階 6/8(月)~12(金) | 第4段階 6/15(月)~ |
|-----------|--|---|----------------------|---|
| 学校再開までの流れ | <p>「休校」継続 分散登校の実施 ・週2回程度 ・10~15人/教室</p> <p>※最終学年については、1学級20人程度による授業日の設定を可能とする。</p> | <p>「学校再開（分散+短縮）」</p> <p>1学級 20人程度 分散+短縮授業</p> <p>→</p> <p>1学級 20人程度 分散+短縮授業 時間増</p> <p>最終学年はより多くの授業時数を確保する</p> | | <p>「学校再開（本格）」 通常授業の実施</p> <p>1学級 40人程度</p> |
| 考え方 | <p>○最終学年への配慮として、「最終学年のみ授業日」を設定することは可とするが、登校しない児童生徒は、欠席扱いとしない。(※)</p> | <p>○学校再開スタートアップの位置づけ。 ○「身体的距離の確保」と「滞在時間の短縮」の組み合わせによる。 ○学校行事・部活動は実施しない。 ○登校しない児童生徒は、欠席扱いとしない。(※)</p> | | <p>○学校本格再開（学校行事・部活動等実施可） ○ソーシャルディスタンス確保の観点も踏まえ、可能な場合は、35人以下や少人数指導などの授業展開を検討。 ○登校しない児童生徒は、欠席扱いとしない。(※)</p> |

※ 合理的な理由があると校長が判断する場合には（中略）欠席とはしない場合もありうる（R2.5.13 文科省通知）

学校の本格再開に向けた感染防止対策の徹底

感染防止対策の徹底に係る日常の注意事項（府立学校、市町村立小中学校共通）

- 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（令和2年5月22日発出予定）や専門家のご意見を踏まえ、授業、部活動、昼食、登下校時等の注意事項に関するマニュアルを作成し、府立学校、市町村教育委員会等に通知する。

（例）

- ・ 児童生徒、教職員等は登校前に検温、健康観察を行う
- ・ 原則、自宅を出る時点から帰宅するまで、児童生徒、教職員等はマスクをつける
- ・ こまめな手洗いを徹底する
- ・ 教壇から児童生徒までの距離を開ける
- ・ 席配置の工夫、机や椅子等児童生徒が共通に触れる物の清拭等に留意する
- ・ 音楽など飛沫が飛ぶ可能性の高い内容や、体育における人と人が接触するような活動等は行わない
- ・ 発症が疑われる場合の対応をあらかじめ定めておく（急な発熱の場合、個室を用意するなど）
- ・ 給食実施の際は、机を向かい合わせにしない、会話を控える、配膳を少なくするための工夫を行う等の感染防止策を徹底する

児童生徒等又は教職員に感染者が確認された場合の対応

児童生徒等又は教職員に感染者が確認された場合

- ・ 当該学校を臨時休業とする。
- ・ 保健所の指示及び助言を踏まえ、学校における感染症拡大防止に必要な対策及び学校運営上の体制整備を行うために必要な期間及び範囲を臨時休業とする。
- ・ 市町村立学校については、府の考え方を示し、各市町村の判断により同様の対応を行うよう要請する。

【参考：個別の児童生徒等への対応】

■ 児童生徒等の感染が判明した場合

当該児童生徒等を、出席停止とする。（期間は治癒するまで。）

■ 児童生徒等に濃厚接触者※が確認された場合

当該児童生徒等を、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間の出席停止とする。

※濃厚接触者とは、感染者が新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの間に接触した者のうち、

- ・ 「感染者」と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「感染者」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する） など

（学校保健安全法）

第19条 校長は、感染症にかかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

※児童生徒等の家族に濃厚接触者がいる場合

保健所等関係機関と相談したうえで個別に対応する。

府立学校・市町村立小中学校本格再開についてのご意見

| 委員 | 意見 |
|----------|--|
| 朝野座長 | <p>6月12日までの（20人体制による）ソーシャルディスタンスに守られた期間は、大切な児童、生徒に自らの健康を守る習慣（新しい生活様式）を身につけさせる重要な時期と考える。</p> <p>医療現場では、お互いにマスクをしていれば濃厚接触には当たらないとしている。したがって、常時マスクをし、不用意に顔をさわる習慣をなくし、周囲の環境にふれた場合には手洗いを励行する、という新しい生活様式に慣れることが、まず第一段階と考える。</p> <p>そのような意味で、クラスの人数を20人としてソーシャルディスタンスを保ちながら、新しい生活様式を身につけ、その後に通常の学校生活をスタートするという手順は適切だと考える。</p> <p>児童、生徒諸君に6月12日までの期間は、新しい生活様式になれるための訓練期間であることを十分に説明し、習慣としてそのような生活様式が自然に実践できるように指導をしていただきたい。</p> <p>6月12日までの期間こそが、これからのコロナウイルスとの共存のなかで大切な児童・生徒に、自らの健康を守るための方法を身につけさせる重要な時間として教職員の皆さんには御指導をよろしくお願ひしたい。</p> |
| 茂松委員 | <p>1学級の生徒数の規模を変更するには、潜伏期間相当の2週間の状況を確認した上で行うことがよいと考える。</p> <p>高校生は、公共交通機関を使うため、時差登校等もできればよいが。</p> <p>毎日必ず、検温を行うこと。学校でもできるように。</p> <p>部活動については、基礎体力作りから徐々に。いきなりフルは避けた方がよい。また、ボール等の道具類は消毒をした方がよいと考える。</p> |
| 砂川オブザーバー | <p>特に小学校低学年においては、対面教育の重要性から優先的な再開が必要であると考えます。</p> <p>本格的な再開に向けては、段階を踏まえた慎重な検討・判断を要すると考える。第2段階、第3段階をそれぞれ2週間程度に延長してはどうか、それで問題が無ければ、7月から第4段階ということでもどうか。ただし、ゼロリスクはあり得ず、予防的に最小限になるように努力しつつも感染者が探知された場合、関係部局と迅速に連携を取り適切な対応を取り、前向きに教育を行っていくことが最重要であることを改めて共通認識としていただきたい。</p> <p>前述とも重なるが、ウイルスと共に生きる、の観点からは、「児童生徒等又は教職員に感染者が確認された場合」に、「保健所の指示及び助言を踏まえ、学校における感染症拡大防止に必要な対策及び学校運営上の体制整備を行うために必要な期間及び範囲を臨時休業期間とする。」の中に、「（最悪のシナリオとして）臨時休業は含まれる」のニュアンスを残しておけばよく、直ちの学校休業を言明し過ぎずとも良いように感じた。報道では、フランス全土で小学校再開後1週間の児童の新規陽性者は70人（対象140万人）であったものの感染の大半は学校外で起こったというもので、一名の陽性者で学校全体を直ちに臨時休業とすべきかどうかは、保健所等との協議を迅速に行って決定、でも良いかもしれない。</p> <p>数年単位はかかる可能性を考慮して、また、「新しいノーマル」に前向きに受け入れ、適応する観点から、（特に中学校以上を意識して）リモート学習などの導入促進などの文言があっても良いように思う。</p> |